

一般会計に関する注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの……………取得原価

・取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物 15年～50年

・工作物 10年

・物品 4年～10年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

(2) 表示方法の変更

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

上記(1)～(3)に関して特になし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- (4) 重大な災害等の発生

上記(1)～(4)に関して特になし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況
- (2) 係争中の訴訟等

上記(1)～(2)に関して特になし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。